

## 12月定例会

12月5日から12月13日まで開催されました。

町長提出議案は、「令和5年度松伏町一般会計補正予算、特別会計補正予算、松伏町まちづくり基金条例、松伏町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、松伏町第6次総合振興計画基本構想を策定することについて」など22議案が提出され、いずれも可決された。

## 令和5年度松伏町一般会計補正予算（第6号）

【主な歳出】

補正予算総額 1億6,537万8,000円の増額

**民生費** こども医療費給付事業 1,000万円

子ども（乳幼児、就学児）の保健の向上と子育て支援のため、子どもに係る医療費の一部を支給する。

**衛生費** 保健センター維持管理事業 3,961万6,000円

保健センター建替えのための実施設計等業務委託料。

**土木費** 道路改良事業 1,100万円

河原町地内の地盤の低い所に側溝を新設する。

**消防費** 災害対策事業 3,440万円

内水氾濫時の排水能力向上のため、災害対策用移動式ポンプ2台を新規購入する。加えて、河原町地内にて移動式ポンプが安全に稼働できるよう整備する。



1983年建設（築40年）の保健センター

## 教育費

小学校・中学校教育環境整備事業 350万円

小中学校5校に備品の購入費として各50万円、加えて松伏小学校に令和6年4月から開設される発達障がい・情緒障がい通級指導教室に机などの備品購入費として100万円を補助する。

学校給食供給事業 500万円

物価高騰により、光熱水費、給食材料購入費を補助する。



**諸支出金** まちづくり基金積立金事業 3,500万円

次世代へつなぐ住みよいまちづくりの骨格となる事業の円滑な推進に要する経費に充てるため設置。

- 1) 高速鉄道東京8号線の建設及びこれに係る地域の整備に要する経費
- 2) 東埼玉道路及び浦和野田線の建設に伴う周辺道路及び地域振興の基盤整備に要する経費
- 3) 1) 及び 2) に掲げるもののほか、公共交通による快適な移動のための環境の整備に要する経費



## 令和5年度松伏町一般会計補正予算（第7号）

補正予算総額 1億7,898万5,000円の増額

【主な歳出】

**民生費** 住民税非課税世帯等重点支援事業 1億7,844万8,000円

令和5年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援してきたことに加え、住民税非課税世帯1世帯あたり7万円を追加支給する。ただし、住民税非課税世帯であっても別世帯の課税者から扶養されている世帯は、支給対象外となる。

**農林水産業費** 農業活性化事業 53万7,000円

令和5年6月から9月までの高温、干ばつによる水稻（米）の被害が、埼玉県の農業災害対策特別措置条例に基づき特別災害に指定された。1反（1,000㎡）あたり、12,200円を支援する。

## 松伏町第6次総合振興計画基本構想を策定することについて

- 趣旨 将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての指針となる基本構想を策定するもの
- 計画期間 令和6年度から令和15年度まで

### 体系イメージ

将来像 みんなの笑顔を未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし

まちづくりの基本理念 1.ひとが育つまち 2.ひとがつながるまち 3.ひとが輝くまち

まちづくりの目標 重点戦略（リーディングプロジェクト）

<p><b>大綱1</b> 未来を担う子どもたちが健やかに育ち、生きる力をはぐくむまちづくり</p>	<p><b>大綱2</b> 地域で支え合い、いきいきと暮らせるまちづくり</p>	<p><b>大綱3</b> 互いを認め合う、町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり</p>	<p><b>大綱4</b> 活気あふれるにぎわいのまちづくり</p>	<p><b>大綱5</b> 持続可能で利便性の高い快適空間のまちづくり</p>	<p><b>大綱6</b> 安全・安心な暮らしのできるまちづくり</p>
<p><b>大綱7</b> 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり</p>					

### ○ 主な質疑

問	答
2033年(令和15年)の将来目標人口を28,000人とした根拠は。	2033年の推計値では25,500人とされているが、松伏田島産業団地における人口増を1,500人と見込み、併せて、新たな企業誘致などの各施策を実施し、1,000人程度の増加を見込む。
バスターミナルを併設した道の駅の設定推進は基本構想から削除すべき。	道の駅については、町民意識調査をもとに、BRT(バス高速輸送システム)と併せて、事業採算性を踏まえた上で推進する。
道の駅の文言が増えているが、さらなる推進なのか、理由は何か。	将来の町の活気やにぎわいには、東埼玉道路を活用したまちづくりが重要である。そこで、道の駅、BRT(バス高速輸送システム)、バスターミナルの整備が有益であるとの考えから記述したところである。
土地利用検討エリアの構想について。	東埼玉道路、県道浦和野田線沿線を指定し、開発に当たっては地域住民等に説明会やアンケートを実施し、調整を図っていく。
人口を維持するための具体案はあるのか。	転出者が多い町になっている。子ども医療費の助成制度で埼玉県で最後の町とならないように努力する。また、国は第3子の児童手当増額を検討しているが、町独自の多子世帯への補助も考えていきたい。

### ○ 討論

#### 賛成討論

町民意識調査に加え、転入・転出者、中学生・高校生の声を聞くなど、住民の声を反映した計画づくりに努力したことは評価する。道の駅については、事業採算性の問題を町として認識をしているという表記がされた。公共交通については、地域公共交通活性化協議会を設置するなど町の姿勢が明記されたことは大いに評価する。

重点施策としての、すべての子どもや高齢者に優しいまちづくり、次世代につなぐ活気と賑わいのあるまちづくり等は、人口維持、定住化に結びつくと思われる、この基本構想に賛同する。

#### 反対討論

松伏町が道の駅を開設した場合、赤字は必至である。人口が令和24年には2万3,200人まで減少すると予想されている。買い物客は減少し、売上は減少する。このような状況下で26～30億円投資するのは無駄である。

第6次総合振興計画基本構想案においては、定住化を目指す戦略と人口増を目指す戦略が抜け落ちている。町民意識調査では、通勤、通学に不便という意見が多数ある中、道の駅と町民の都内へのアクセス向上のためのBRTの整備を一体的に位置づけるのは不適切である。

## 主な議案

人事

松伏町農業委員会委員の任命について

**竹内 隆** (たけうち たかし)氏

任期：任命の日から令和7年4月6日まで



## 松伏町まちづくり基金条例

問 このタイミングで条例の議決を受けようとする理由は。

答 昨年の9月定例会において、地下鉄8号線誘致のため、地域振興の基盤整備事業等を促進するために必要な措置を求める決議が全会一致で可決され、今回提案をした。今回のまちづくり基金条例においては、ハード事業のみならず、公共交通計画の策定などソフト事業にも充てていきたい。新年度に行う計画策定に影響しないよう、補正予算に計上したタイミングに合わせて、基金条例も上程した。

## 松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

### ○課税限度額の改正

区 分	現 行	改 定 後
基礎課税額	65万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額	20万円	<b>22万円</b>
介護納付金課税額	17万円	17万円
合 計	102万円	<b>104万円</b>

### ○出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額

出産される被保険者にかかる国民健康保険税を免除する。

免除の期間は、出産予定日又は出産日の属する月の前月（多胎の場合は前3ヶ月）から出産予定日又は出産日の翌々月までの4ヶ月分（多胎の場合は6ヶ月）、免除の開始時期は令和6年1月1日から。



免除対象例	R5.11月	12月	R6.1月	2月	3月	4月
11月生まれ			○			
12月生まれ			○	○		
1月生まれ			○	○	○	
2月生まれ			○	○	○	○

## 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

問 町長、副町長、教育長、議員の期末手当の影響額は。

答 町長約8万4,000円、副町長7万1,000円、教育長6万6,000円、議員14名全体で約39万円の増額。

## 松伏町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

問 内容と近隣市の状況について説明を求める。

答 住民税が課税である受給者に対する自己負担金（通院は1医療機関ごとに月額1,000円、入院は日額1,200円）を廃止する。近隣5市は既に自己負担金を廃止している。

## 松伏町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

問 改正内容について説明を求める。

答 ①活用の拡大 市町村が区域や活用方針を定めた上で、用途変更や建て替えを促進する。また、空家管理活用支援法人の指定を進める。

②管理の確保 放置すると倒壊など周囲に著しい悪影響を及ぼす空家に対し、市町村長から適切な措置を取ることを所有者に指導・勧告できるようにするとともに、管理不全があれば、固定資産税の住宅地用特例を解除できる。

③特定空家の除却 緊急時の代執行制度が創設されており、その費用は確定判決なしで徴収できるようになる。また、所有者の代わりに財産を管理、処分できる仕組みもつくられる。

## 指定管理者の指定について（松伏町外前野記念会館）

指定管理者：公益社団法人松伏町シルバー人材センター  
理事長 川井 靖士

指定期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日

問 過去3年間の指定管理の実績と、今後3年間の利点は。

答 令和4年度1年間で約1,500件の施設利用者の貸出しを行い、トラブルもなく対応できていた。利用者から徴収している施設利用料も適切に町に納付されており、施設の維持管理も適正に行われている。長きにわたり円滑に実施してきた実績、ノウハウを今後の指定管理業務に最大限に生かせるものと判断した。



## 指定管理者の指定について（松伏町ふれあいセンター）

指定管理者：社会福祉法人松伏町社会福祉協議会  
会長 鈴木 勝

指定期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日

問 今後の指定管理の事業内容に変更はあるのか。

答 指定管理業務の中にあつた「ふれあいデイサービス」については、協定書の中から削除した。この事業が令和6年度以降どうなるかということについては、現在協議中であり、令和6年度の当初予算等で説明をしていく。

